

## 金銭・有価証券の預託、記帳及び振替 に関する説明書(野村ネット&コール用) [契約締結前交付書面]

この書面は金銭・有価証券の預託、記帳及び振替に関するリスクや留意点を記載しており、金融商品取引法第37条の3の規定によってお渡しするものです。  
あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお問合せください。

○当社では、お客様から有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預かりし、法令に従って当社の財産と分別して保管いたします。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の財産と分別し、記帳及び振替を行います。

### 手数料など諸費用について

- ・有価証券や金銭のお預かりについては、料金を頂戴しません。

### この契約は、クーリング・オフの対象にはなりません

- ・この契約に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

### 金銭・有価証券等の預託、記帳及び振替に関する契約の概要

当社では、お客様から有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預かりし、法令に従って当社の固有財産と分別して保管いたします。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従つて当社の固有財産と分別して記帳及び振替を行います。

### 当社が金銭・有価証券の預託、記帳及び振替について行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社では、証券取引口座を設定の上で、有価証券の売買等の注文を受付けております。

### この契約の終了事由

「野村の証券取引約款(野村ネット&コール用)」に掲げる事由に該当した場合(主なものは次のとおりです)は、この契約は解約されます。

- ・お客様から解約の通知があった場合
- ・この契約の対象となる財産の残高がないまま、相当の期間を経過した場合
- ・お客様が「野村の証券取引約款(野村ネット&コール用)」の変更に同意されない場合

## 当社の概要

商号等	野村證券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 142 号
本店所在地	〒103-8011 東京都中央区日本橋 1-9-1
連絡先	野村ネット&コール カスタマーサポート 0120-142-855 (フリーダイヤルが利用できない場合は 045-522-3500)
加入協会	日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、 一般社団法人金融先物取引業協会、 一般社団法人第二種金融商品取引業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資本金	100 億円
主な事業	金融商品取引業
設立年月	平成 13 年 5 月

野村證券の本・支店、ほっとダイレクトの口座で金銭・有価証券の預託、記帳及び振替を行なう場合、手数料は異なります。詳しくは、野村證券の本・支店、ほっとダイレクトの口座でのお取引に際してお渡しする契約締結前交付書面等をご参照ください。

## お取引内容に関するご確認・ご相談や苦情等について

お取引内容に関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、お取引店までお申し出ください。  
なお、お取引についてのトラブル等は、以下のADR(注)機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用も可能です。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター  
電話番号 0120-64-5005(フリーダイヤル)

注)ADR とは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいいます。

(0722.14)